

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第１号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第１号））の解説の一部改正の新旧対照表

- 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第１号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第１号））の解説
- ・ 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン （令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第１号（最終改正令和６年 個人情報保護委員会・総務省告示第１号））の解説 令和４年４月（令和７年６月更新） 個人情報保護委員会 総務省 目次 〔略〕 【凡例】 〔略〕 ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令 等の内容は、<u>令和７年６月１日</u>時点とする。	放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン （令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第１号（最終改正令和６年 個人情報保護委員会・総務省告示第１号））の解説 令和４年４月（令和７年４月更新） 個人情報保護委員会 総務省 目次 〔同左〕 【凡例】 〔同左〕 ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令 等の内容は、<u>令和７年４月１日</u>時点とする。
１・２ 〔略〕	１・２ 〔同左〕
３ 受信者情報取扱事業者の義務 ３-１・３-２ 〔略〕 ３-３ 個人情報の取得（第７条～第９条関係） ３-３-１ 〔略〕	３ 受信者情報取扱事業者の義務 ３-１・３-２ 〔同左〕 ３-３ 個人情報の取得（第７条～第９条関係） ３-３-１ 〔同左〕

3-3-2 適正な取得（第 8 条第 1 項関係） [略] 受信者情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※ 1）してはならない（※ 2）。 【受信者情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 [略] ※ 1 [略] ※ 2 受信者情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 179 条により刑事罰（1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。 （参考） [略] 3-3-3～3-3-6 [略]	3-3-2 適正な取得（第 8 条第 1 項関係） [同左] 受信者情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※ 1）してはならない（※ 2）。 【受信者情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 [同左] ※ 1 [同左] ※ 2 受信者情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 179 条により刑事罰（1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。 （参考） [同左] 3-3-3～3-3-6 [同左]
3-4～3-6 [略]	3-4～3-6 [同左]
3-7 個人データの第三者への提供（第 17 条～第 20 条関係） 3-7-1 第三者提供の制限の原則（第 17 条第 1 項関係） [略]	3-7 個人データの第三者への提供（第 17 条～第 20 条関係） 3-7-1 第三者提供の制限の原則（第 17 条第 1 項関係） [同左]

受信者情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意(※1)を得ないで提供してはならない(※2)(※3)。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。 なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない(3-1-1(利用目的の特定)参照)。 また、令和3年改正法第50条の規定の施行日(令和4年4月1日)前に別表第二法人等(3-1-3(利用目的による制限)参照)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第27条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第50条の規定の施行日(令和4年4月1日)において同項の同意があったものとみなす(令和3年改正法附則第7条第2項)。 さらに、令和3年改正法第51条の規定の施行日(令和5年4月1日)前に特定地方独立行政法人等(3-1-3(利用目的による制限)参照)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第27条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第51条の規定の施行日(令和5年4月1日)において同項の同意があったものとみなす(令和3年改正法附則第9条第2項)。 ※1 [略]	受信者情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意(※1)を得ないで提供してはならない(※2)(※3)。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。 なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない(3-1-1(利用目的の特定)参照)。 また、令和3年改正法第50条の規定の施行日(令和4年4月1日)前に別表第二法人等(3-1-3(利用目的による制限)参照)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第27条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第50条の規定の施行日(令和4年4月1日)において同項の同意があったものとみなす(令和3年改正法附則第7条第2項)。 さらに、令和3年改正法第51条の規定の施行日(令和5年4月1日)前に特定地方独立行政法人等(3-1-3(利用目的による制限)参照)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第27条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和3年改正法第51条の規定の施行日(令和5年4月1日)において同項の同意があったものとみなす(令和3年改正法附則第9条第2項)。 ※1 [同左]
--	---

※2 [略] ※3 受信者情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金）が科され得る。 【第三者提供とされる事例】 [略] 【第三者提供とされない事例】 [略] [略] (参考) [略] 3-7-2～3-7-6 [略] 3-8～3-12 [略]	※2 [同左] ※3 受信者情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金）が科され得る。 【第三者提供とされる事例】 [同左] 【第三者提供とされない事例】 [同左] [同左] (参考) [同左] 3-7-2～3-7-6 [同左] 3-8～3-12 [同左]
4～10 [略] 【付録】 [略]	4～10 [同左] 【付録】 [同左]